

## 第4章 廃棄物

### 第1節 現況

#### 第1 産業廃棄物

近年、経済・社会活動の進展に伴い、産業廃棄物はその量が増加するとともに、質においても多様化の傾向を示し、処理困難な物質を含むものが多くなっている。一方、著しく都市化が進み、狭小過密な府域では、内陸部に廃棄物の適切な処分用地を確保することはますます困難な状況にある。

府域における産業廃棄物等（排出事業者が自ら利用、有償売却する有価物を含む。）の発生量は図2-4-1のとおりである。

産業廃棄物等の処理状況は、図2-4-2のとおり、事業者や処理業者等によって有効利用された量が542トン、中間処理による減量化量が1,140万トン、また、埋立等最終処分された量が525万トンである。

図2-4-1 産業廃棄物等種類別発生量（推計）

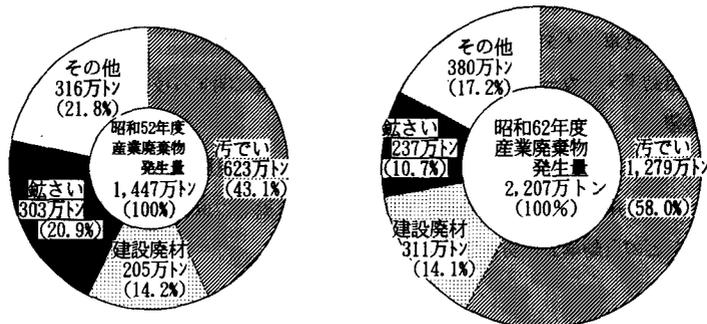
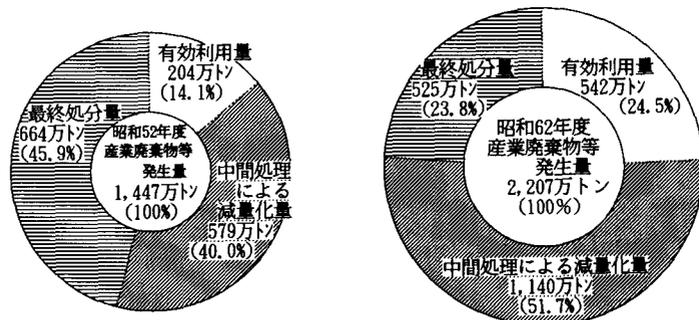


図2-4-2 産業廃棄物等の有効利用量、中間処理による減量化量及び最終処分量の推移



## 第2 一般廃棄物

### 1 ごみ

生活水準の高度化に伴い、日常の生活活動によって排出されるごみの量は年々増加の傾向を示し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づいて市町村が行うごみの計画収集量（直接搬入量を含む。）は、平成2年度では444万トンに達している（図2-4-3）。

その収集及び処理の内訳をみると、収集内訳では市町村直営によるものが39%、許可業者によるものが42%であり、処理内訳では焼却によるものが88%を占めているが、これらは市町村（一部事務組合）のごみ処理施設において処理されている（図2-4-4）。

図2-4-3 ごみ処理状況の推移

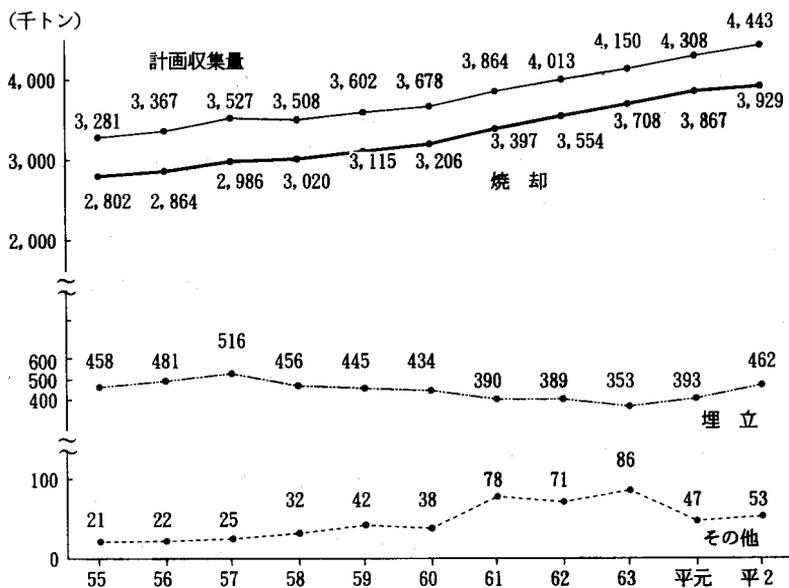
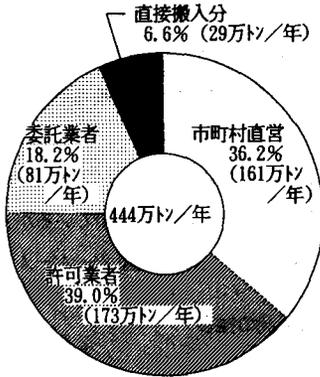
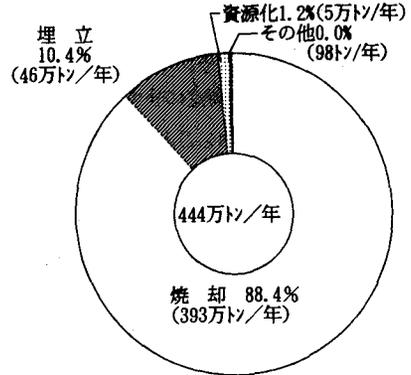


図2-4-4 ごみの収集及び処理の区分 (平成2年度)

(1) 収集内訳



(2) 処理内訳



2 し尿

廃棄物処理法第6条の規定に基づいて市町村が行うし尿(浄化槽汚泥を含む。)の計画収集量は、平成2年度では179万 $kl$ であり、ここ数年横ばい傾向を示している(図2-4-5)。し尿については、生し尿と浄化槽汚泥に分けられるが、近年、し尿浄化槽の増加により浄化槽汚泥の比率が増加する傾向にある。

その収集及び処理の内訳をみると、収集内訳では許可業者によるものが53%で約半数を占めており、処理内訳では市町村(一部事務組合を含む。)のし尿処理施設において93%が処理されている(図2-4-6)。

図2-4-5 し尿処理状況の推移

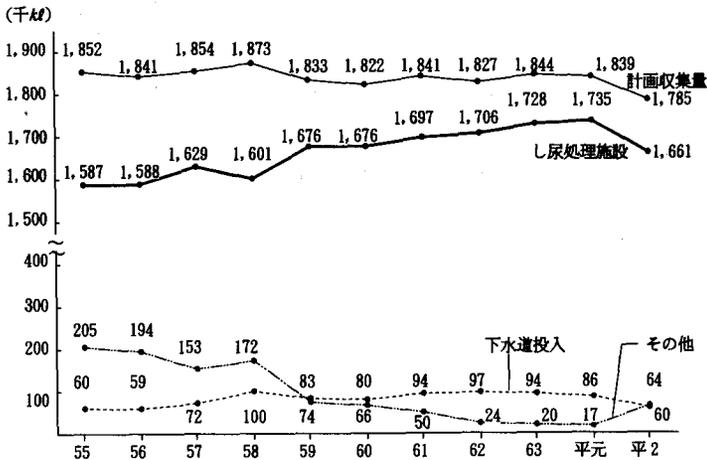
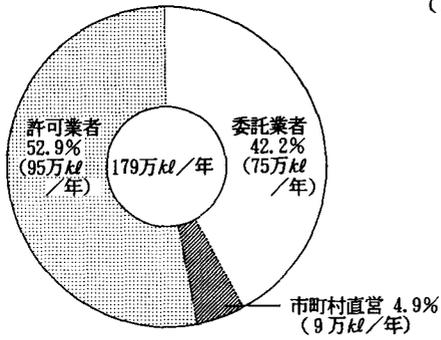
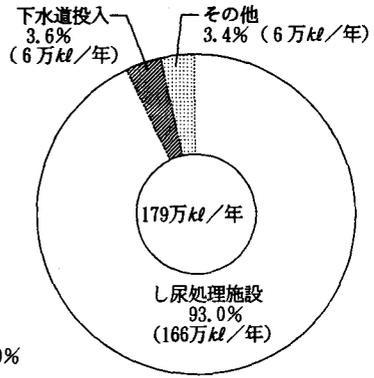


図 2 - 4 - 6 し尿収集及び処理の区分 (平成 2 年度)

(1) 収集内訳



(2) 処理内訳



## 第2節 産業廃棄物処理対策

### 第1 大阪府産業廃棄物管理計画の策定

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るため、平成4年3月に平成13年度を目標年度とする「大阪府産業廃棄物管理計画」を策定し、その推進に努める。

本計画では、府域の事業所等から発生する多量の産業廃棄物の適正処理に当たり、「廃棄物管理」という基本理念に立ち、事業者責任を踏まえながら事業者、処理業者、地方公共団体が相互協力のもとに、「排出管理」「減量化」「適正管理」の3つの基本目標を柱として廃棄物アセスメント等所要の施策を推進することとしている。

### 第2 広域処理対策事業の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として最終処分事業及び中間処理事業を実施した。

また、平成元年度から堺第7-3区を埋立処分場としてより一層の有効活用を図るため「堺第7-3区埋立処分推進事業」を行っている。

平成3年度における埋立処分事業及び中間処理事業の内容は表2-4-1及び表2-4-2のとおりである。

表2-4-1 堺第7-3区における最終処分事業の内容（平成3年度）

対象廃棄物	対象事業	対象地域	受入量	受入実績
無害汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、無害ダスト類、がれき及びこれらに類するもの等10種類	公共事業 民間事業	府全域	車両台数 1日 1,500台以内	2,778,091 トン

表2-4-2 堺第7-3区における中間処理事業の内容（平成3年度）

処理対象廃棄物	対象事業	処理能力	処理実績	処理方法
廃油・油泥	公共事業 民間事業	20トン/日	57.4トン	焼却
有害汚泥等	〃	5トン/日	866.3トン	固型化
有機性汚泥	〃	15トン/日	1,922トン	固化及び焼却

### (参考) 財団法人大阪産業廃棄物処理公社の事業

財団法人大阪産業廃棄物処理公社は、昭和46年、大阪府と大阪市の共同出資により設立され、府域における産業廃棄物の広域処理を主要事業として、①堺第7-3区及び大阪市北港における最終処分事業、②有害物質を含む泥でい等の中間処理事業を行っている。

### 第3 事業者指導の強化

産業廃棄物の適正処理について、「事業者責任の原則」に基づき事業者指導を強化してきた。平成3年度においては、有害産業廃棄物又は有害性の高い産業廃棄物など有害物質に係る産業廃棄物や産業廃棄物処理施設等の実態を継続的に把握するため、有害物質関連事業所及び産業廃棄物処理施設設置事業所等を重点対象事業所として処理実績に係る報告書の徴収及び立入検査等を実施した。

また、府域の減量化等を一層推進するため、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」（以下、「多量要綱」という。）に規定する事業者や、「建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」（以下、「建設指導要綱」という。）に規定する建設業者を対象として、管理体制等の指導強化を行った。

さらに、団体指導として、厚生省が策定した「医療廃棄物処理ガイドライン」（平成元年11月）及び「マニフェストシステム実施要領」（平成2年3月）並びに「建設廃棄物処理ガイドライン」（平成2年5月）の周知徹底を図るため、大阪府医師会及び建設業者等の団体に対し説明会を開催し、啓発指導を実施した（延べ16回、951人参加）。

なお、平成3年度に実施した事業者指導立入検査状況、報告書の徴収状況、排出状況については、表2-4-3~7の通りである。

表2-4-3 事業者立入検査状況

対象区分		事業所数
有害物質 関連	有害物質検出者	155
	有害物質使用者	76
	有害物質施設設置者	225
処理施設 関連	産業廃棄物処理者	53
	施設埋立地設置者	3
建設業者		88
その他		164
合計		764

表2-4-4 報告書の徴収状況

報告書の内容	報告対象事業者数	対象事業者の概要
有害物質に係る産業廃棄物の処理に関する報告書	521	有害物質が基準を超えて検出している事業者
産業廃棄物処理施設処理状況報告書	184	届出規模以上の処理施設を設置している事業者
産業廃棄物の埋立処分状況に関する維持管理報告書	7	届出規模未満の最終処分場を設置している事業者
産業廃棄物処理実績報告書	107	建設指導要綱に規定する建設業者
産業廃棄物処理実績報告書	97	多量要綱に規定する事業者
産業廃棄物処理実績報告書	692	建設指導要綱の規定に準ずる建設業者

表2-4-5 有害産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物の種類	排出量 (t)	構成比 (%)
ダスト類	75,148	93
汚でい	4,535	6
廃油	406	-
廃酸	259	-
鉱さい	794	1
燃えがら	170	-
廃アルカリ	68	-
その他	101	-
合計	81,481	100

(注) 有害検出事業者数：848事業者

表 2-4-6 多量要綱に規定する事業者の  
産業廃棄物排出状況

産業廃棄物の種類	排出量 (t)	構成比 (%)
汚  で い	507,943	32
鉱  さ い	711,747	45
ダ ス ト 類	80,544	5
燃 え が ら	85,400	5
廃プラスチック類	21,696	1
廃 酸	50,305	3
廃 油	22,232	1
ガ ラ ス く ず	54,627	3
廃 アルカリ	16,478	1
建 設 廃 材	26,800	2
動植物性残渣	2,696	-
金 属 く ず	16,555	1
そ の 他	12,429	1
合 計	1,609,422	100

(注) 多量要綱対象事業者数：186事業者

表 2-4-7 建設指導要綱に規定する建設業者の  
産業廃棄物排出状況

産業廃棄物の種類	排出量 (t)	構成比 (%)
建 設 廃 材	550,906	52
汚  で い	243,101	23
ガ ラ ス く ず	116,531	11
廃プラスチック類	45,371	4
金 属 く ず	84,014	8
木 く ず	22,461	2
合 計	1,062,384	100

(注) 建設指導要綱対象事業者数：107事業者

#### 第4 産業廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物に係る処理業の許可に当たっては、処理業者に対する適切な指導と円滑な事務の遂行を期するため、府独自の予備審査制度による積極的な事前指導を行うこととしている。

また、許可業者が適正に業を行っているか否かを定期的に審査するため、昭和62年度から許可期限を付与することとした。

平成3年度における処理業の許可は465件、事業範囲の変更の許可は56件で、その内訳は収集・運搬業が497件、中間処理業21件、埋立処分業が3件であった。また、廃棄物処理法施行規則第9条第3号に基づく再生利用業の指定については、7件であった。なお、許可業者の事務所、処理施設等に対する立入検査は579件であった(表2-4-8)。

表2-4-8 処理業者の立入回数

区 分	立入延べ回数
収 集 ・ 運 搬 業	282
中 間 処 理 業	174
埋 立 処 分 業	119
海 洋 投 入 処 分 業	0
再 生 輸 送 業	0
再 生 活 用 業	4
計	579

さらに、適正処理推進事業として、処理業者の資質の向上を図るため、許可業者を対象に講習会を実施した。

なお、平成4年3月31日現在の全許可業者数は2,976件である。

一方、平成3年度における廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置届出件数は19件であった(表2-4-9)。

表 2 - 4 - 9 産業廃棄物処理施設設置の届出状況

処理施設の種類	届出件数	設置状況
汚でいの脱水施設	13	191
汚でいの乾燥施設	0	6
汚でいの焼却施設	2	20
廃油の焼却施設	1	10
廃プラスチック類の破碎施設	0	1
廃プラスチック類の焼却施設	3	28
最終処分場	0	18
計	19	274

### 第3節 一般廃棄物処理対策

#### 第1 一般廃棄物処理施設の整備状況

府下市町村における一般廃棄物処理施設の整備状況（平成2年度末）をみると、ごみ処理施設は17市町10事務組合、し尿処理施設は20市町7事務組合において整備されており、それぞれの施設の処理能力は、ごみ処理施設15,780<sup>ト</sup>／日、粗大ごみ処理施設1,576<sup>ト</sup>／日、し尿処理施設6,203<sup>kl</sup>／日となっている。

#### 第2 市町村における分別収集の状況

分別収集は、廃棄物の減量化・リサイクルあるいは公害防止のため実施されており、平成3年度末現在、一部地域で実施している4市を含め、府下44市町村のうち、42市町村が実施している。

その内訳は、可燃ごみと不燃ごみと資源ごみの分別が27市町、可燃ごみ又は混合ごみと資源ごみの分別が14市町村、可燃ごみと不燃ごみの分別が1市である。

#### 第3 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

一般廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全を図るため、平成3年度において、市町村が行う廃棄物処理施設の整備に対し技術援助を行い、また集じん器灰の無害化事業に対しては府費による助成として、堺市ほか1市に対し1,781万2千円を交付した。

なお、廃棄物処理施設の新・増設等について、10市町・3事務組合に対し、国庫補助金57億5,770万円が交付され、4市2組合に対し、43億9,060万円が貸付された。

#### 第4 公害防止施設の整備に対する助成

市町村が処理する一般廃棄物のごみ焼却炉については、府公害防止条例に基づき公害防止設備（洗浄集じん装置）の設置が義務づけられており、その設置に係る地方債の利子支払い額等について、平成3年度においては、大阪市ほか1市・1事務組合に対し利子補給金542万6千円を交付した。また、その稼働に要する経費について、大阪市ほか13市町・8組合に対し、3億2,500万円を交付した。

表2-4-10 一般廃棄物処理施設の整備状況

(平成3年3月31日現在)

し 尿 処 理 施 設		ご み 処 理 施 設		組 大 ご み 処 理 施 設		規 模
市 町 (組 合) 名	規 模 (t/日)	市 町 (組 合) 名	規 模 (t/日)	市 町 (組 合) 名	規 模 (t/日)	規 模 (t/日)
能勢町	15	豊能町	53	箕面市	50	
中伊丹市	300	箕面市	180	中伊丹市	30	
吹田市	305	豊池田市	180	市	80	
高槻市	200	豊吹田市	675	市	100	
島本町	320	吹田市	630	市	125	
高槻市	34	茨木市	750	市	75	
高槻市	347	高槻市	180	市	75	
枚方市	290	高槻市	750	市	75	
枚方市	80	島本町	46	市	75	
守口市	177	枚方市	500	市	155	
門田市	65	枚方市	360	市	100	
交野市	780	枚方市	292	市	50	
東大阪市	380	枚方市	294	市	100	
八尾市	400	枚方市	180	市	50	
柏野市	148	枚方市	1,200	市	50	
八尾市	272	枚方市	5,950	市	75	
市	835	枚方市	150	市	30	
市	380	枚方市	450	市	20	
市	30	枚方市	1,050	市	5	
市	150	枚方市	450	市	5	
市	158	枚方市	40	市	190	
市	180	枚方市	600	市	25	
市	70	枚方市	240	市	6	
市	100	枚方市	190	市		
市	50	枚方市	50	市		
市	130	枚方市		市		
市	7	枚方市		市		
計	6,203	計	15,780	計	1,576	

(注) 大阪市、池田市、箕面市、松原市及び狭山市のし尿については、公共下水道で処理されている。

## 第4節 リサイクル対策

科学技術の飛躍的な進展とそれに伴う人間活動の活発化により、大量消費・大量廃棄物型社会となっており、資源・エネルギー使用の増大が、地域はもとより、地球規模の環境問題を引き起こしている。

しかし、今後はこのような社会のあり方そのものを見直す必要があり、そのためには、環境保全の視点から廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源・エネルギーの投入を可能な限り抑制する資源・エネルギー循環型社会、いわゆる、リサイクル社会の構築を目指した取り組みが必要である。

### 第1 ごみ減量化・リサイクル対策の推進

大阪府は、地球環境の保全さらには地球資源保護の観点から、リサイクル社会の構築を目指した取り組みとして、住民団体・事業者団体・市町村・清掃一部事務組合・学識経験者及び大阪府で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を平成3年8月に設置し、ごみの減量化・リサイクルについて調査検討を行うとともに、環境美化・ごみ減量化ポスター・絵画コンクールやリフォームファッションショーの開催などの啓発事業を実施した。

また、当推進会議において、住民・事業者・行政それぞれの果たすべき役割を明らかにしたアクションプログラムを策定するための検討や、牛乳パックの回収に関する実態調査等を行った。

さらに、大阪府は、ごみの減量化・リサイクルを推進するため、府民向けのパンフレット「減らそうごみ生かそう資源」を作成し、市町村を通じて普及・啓発を行った。

### 第2 ごみ減量化促進対策に対する助成

#### 1 リサイクルプラザ整備に対する助成

再利用可能品を再生する「市民工房」や再生品を展示・販売する「リサイクルショップ」や「市民向け講座」等の機能を有したリサイクルプラザの整備を促進するため、市町村に対し技術的・財政的援助を行っており、平成3年度は府費による助成として吹田市が行う吹田市資源リサイクルセンターに1,328万円を交付した。

#### 2 ごみ減量化促進対策に対する助成

ごみ減量化を地域ぐるみで総合的に推進している市町村に対し、府費による助成として、平成3年度大阪市ほか1市に1,600万円を交付した。

### 第3 ごみ減量化・リサイクルパイロット事業の実施

ごみ減量化・リサイクルを推進するため、木製粗大ゴミや廃食用油の回収・再生方法について、調査検討を行うとともに、モデル地域においてパイロット回収事業を実施した。

## 第 5 節 広域処理場整備事業の推進

高密度な土地利用が行われている近畿の大都市圏域において、内陸部に廃棄物の最終処分場を新たに確保することは困難な状況にある。

このため、大阪府は、広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 78 号）に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センター（昭和 57 年 3 月設立）が事業実施主体となって行っている大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を府下市町村、近畿の地方公共団体とともに協力しながら推進している。

尼崎沖埋立処分場では、平成 2 年 1 月から廃棄物の受入れを開始している。

泉大津沖埋立処分場においては、平成元年 6 月から護岸工事を行い、平成 4 年 1 月から廃棄物の受入れを開始した。

また、府域の搬入施設についても、大阪基地が平成 4 年 1 月、堺基地及び泉大津基地が平成 4 年 3 月から廃棄物の受入れを開始した。

なお、平成元年 7 月、地元市とともに「大阪湾圏広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会」を設置し、埋立処分場、搬入施設及びその周辺の環境保全を図っている。

表 2-4-1-1 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）の概要

埋立場所	泉大津沖、尼崎沖					
搬入施設	播磨、神戸、尼崎、大阪、堺、泉大津、和歌山、津名					
事業実施主体	大阪湾広域臨海環境整備センター					
事業内容	・廃棄物埋立処分計画 <span style="float:right">(単位：万㎡)</span>					
	埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物	陸上残土	浚渫残土	計
	泉大津沖埋立処分場	310	840	1,400	450	3,000
	尼崎沖埋立処分場	120	360	790	230	1,500
	合計	430	1,200	2,190	680	4,500
	・造成される土地の利用計画 <span style="float:right">(単位：ha)</span>					
	埋立場所名	港湾ゾーン	都市ゾーン	環境ゾーン	計	
	泉大津沖埋立処分場	58	95	50	203	
	尼崎沖埋立処分場	43	57	13	113	